

日本のヒト胚政策における〈人間の尊厳〉概念に関する一考察 ——「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を中心に——

岩佐宣明

1. 問題の背景

1978年に世界初の体外受精児が誕生すると、ヨーロッパではいち早くヒト胚の倫理的地位をめぐる議論が始まり、新たな状況に対応するいくつかの法整備がなされた。日本での議論はやや遅れ、1997年のクローン羊誕生、翌1998年のヒト受精胚からのヒトES細胞の樹立成功などを背景に、次第に本格化していく。1997年に旧科学技術会議に生命倫理委員会が設置され、各種ヒト胚研究に関する法令や指針がいくつか策定された。さらにこうした各論的なヒト胚政策と平行して、2004年には総合科学技術会議が、ヒト胚の倫理的地位という原理的な視点から各種規制のあり方を包括的に論じた報告書として「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方^①」（以下「総科技報告」）をとりまとめた。

2004年の総科技報告は、これに先立ついくつかの議論の集大成という性格を有する。前年2003年に同会議の生命倫理専門調査会が作成した「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方・中間報告書^②」（以下「中間報告」）はもちろん、その他にも、2000年にヒト胚研究小委員会が発表した「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方^③」（以下「小委員会報告」）や、翌2001年にES細胞研究に関する行政的ガイドラインとして策定された「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針^④」（以下「指針」）は、ヒト胚研究を規制する倫理的根拠としてすでに人間の尊厳という理念に言及している点、総科技報告の布石をなす議論としてとくに重要である。

総科技報告をはじめ、上に言及した四つの文書すべてにおいて、ヒト胚に対するある種の扱いは人間の尊厳を毀損するもので倫理的に許容されない、というメッセ

ージは明確である。しかし、尊厳という概念自体の曖昧さもさることながら、この西洋起源の概念との関係でヒト胚は最終的にいかに位置づけられるのか、端的に言っ、結局ヒト胚には尊厳があるのかないのか、この点に関する明言は慎重に避けられている。この慎重さはおそらく、この問いに関する合意形成の難しさを反映したものだろう。世界的にはもちろん欧米の主要国間でも、ヒト胚の倫理的地位を定める上で核心をなすこの問いには、いまだ標準的と呼べる回答はなく、諸説紛々の論争が続いている。

本稿では、まずこれまでの欧米圏での議論を整理した上で、次にそれとの対比で、2004年の総科技報告において一定の結実をみる日本の議論の特徴を、先述した他の三文書も適宜参照しつつ、検討していく。人間の尊厳をただちに“人間であるものの尊厳”と同一視する従来の枠組では見逃されていた、“人間に関わるものの尊厳”という独自の次元を浮き彫りにし、西洋の尊厳論ではカント以来ほとんど自明視されてきた尊厳の比較衡量不可能性という伝統的な思考法——及びその背後にある内在的価値と道具的価値の二分法——に再考を促す新たな問題提起を行いたい。

2. 欧米圏の論争状況

まずはよく整理された最近の論考⁶⁾に拠りつつ、ヒト胚と尊厳の問題をめぐる欧米圏での論争状況を概観しておこう。ヒト胚に尊厳を認めるかどうかを縦軸に、ヒト胚にどの程度の倫理的配慮を要求するかを横軸にとることで、立場は大きく以下の四つに分かれる。

- (1) ヒト胚に尊厳を認め、比較衡量不可能な生命保護を要求する
- (2) ヒト胚に尊厳を認め、高度だが比較衡量可能な生命保護を要求する
- (3) ヒト胚に尊厳を認めず、高度だが比較衡量可能な生命保護を要求する
- (4) ヒト胚に尊厳を認めず、高度な生命保護も要求しない

生命保護が比較衡量可能とは、生命保護に優先する(たとえば難病治療といった)他のより高い目的の可能性を許容するということである。人間の尊厳は通常、その

生命の手段化・道具化をいかなる場合にも許さないものと理解されている。そこで、同じくヒト胚に尊厳を認める陣営でも、(2)は(1)に比べると理論的正当化のハードルが高い。

(2)の支持者によれば、ヒト胚には尊厳と、それゆえに生きる権利があるため、ヒト胚の作製は不妊治療のように子宮内への移植を目的とする場合にしか許されない。しかし移植目的で作られても実際に移植されない余剰胚は、母胎という生存基盤を欠くゆえにすでに死の宣告を受けており、その生命保護義務は実質的意味をもたない。(2)の支持者はこう論じることで、余剰胚についてのみ研究目的での利用を容認する。だがこれに対しては、たとえ余剰胚について生命保護義務の失効を認めるとしても、それに尊厳を認める以上その積極的な手段化・道具化は許されない、という反論がある。

(1)にせよ(2)にせよ、ヒト胚に尊厳を認める論者に共通の立脚点は、ヒト胚は連続的にかつ自己同一性を保ちながら主体的人格へと成長していく潜在性をもつ、という疑う余地のない観察である。しかしこの立場に反対する人々は、この観察それ自体には完全に同意しつつ、しかしたんなる潜在的人格に現実的人格と同じ倫理的地位を要求することに異議を申し立てる。人格となる潜在性をもつにすぎないものは、尊厳についてもそれを現に有しているのではなく、将来的に有する潜在性をもつにすぎない。

ヒト胚に尊厳を認めない陣営のうち、(4)は、受精から人格へと向かう発生段階のどこかに、一定の高度な生命保護への倫理的配慮の要不要を、その前後で区切る境界線を引こうとする。線引きの意図は共有しつつも、具体的にどの時点その境界線とするかについては、自己意識や利害関心能力の成立という最も急進的な立場から、誕生、脳の形成、原始線条形成(多胎形成能力の喪失)、着床、等々、様々なバリエーションがある。だがいずれにせよこうした線引きは、他の立場の支持者からすれば、それ自身は切れ目のない連続的な変化の中に恣意的な切れ目を引き入れるものとみえる。

(3)はこうした線引きを排し、ヒト胚は比較衡量不可能な尊厳はもたないまでも、すでに受精の時点から高度な生命保護の対象になると論じる。この立場では、

尊厳をもたないヒト胚になぜ特別な倫理的配慮が必要なのかの理由づけに重きが置かれ、人格へと成長する潜在性という点に加え、人間という類への共同帰属、人格的自己理解におけるゲノムの基盤の重要性、胚が両親や社会にとって有する意義、等々の理由が指摘される。だがこれに対しては、ヒト胚に尊厳という無条件の道德的地位が拒まれている以上、どんな理由もヒト胚の道具化を制限する十分な理由にはならないと反論される。

3. 総科技報告における〈人間の尊厳〉概念

根深い対立の一方で、欧米圏の論争にはその前提として、尊厳という以上は比較衡量不可能であり一切の手段化を排除する、という認識が広く共有されている⁽⁶⁾。その背景にあるのは、物件がただ道具的価値しかもたないのに対して、人格がもつ尊厳はそれ自身のために尊重される内在的価値である、というカント以来の尊厳理解の伝統である。道具としての有用性は外的目的と相対的に比較衡量されうが、それ自身が目的である人格の価値は比較衡量できない。人格が有用であることはありえるが、それが人格の価値の源泉になることはありえず、だからこそ強制的利用という本来の意味での道具化・手段化は人格には禁じられる。こうして人とモノ、内在的価値と道具的価値は二分法的に対置され、価値内在性即手段化不可能性という強力なリンクが打ち立てられる。日本のヒト胚政策における尊厳論が再考を促しているのは、まさにこうした支配的な二分法に対してであるように思われる。

国内外の激しい論争状況を踏まえ、2004年の総科技報告もその前年の中間報告も、ヒト胚研究に対する規制の倫理的根拠は人間の尊厳にあると明示しながら、単純にヒト胚に尊厳を帰すことはしていない。ヒト胚は人そのものではないが、人間の尊厳という社会の基本的価値を維持するためには特別に尊重されるべきだ、というのが2004年に公にされた総合科学技術会議の基本見解であり⁽⁷⁾、その背景にある考え方を前年の中間報告は、「胚は人ではないとしても〈人の生命の萌芽〉としての尊重を軽視すれば、それが成長した存在である人に〈人の尊厳〉があるとする我々の理念の維持は難しくなる⁽⁸⁾」と説明している。

この議論は一見、人間以外の動物に尊厳はないが、動物を虐待すると人間に対しても冷酷になりがちなので、動物虐待は倫理的に許されない、とするカントの論法⁹⁾を彷彿とさせる。存在者を物件と人格に、価値を道具的と内在的に二分する枠組の下では、この論法はつまるところ、環境保護は環境それ自身ではなく人間のためとする環境倫理学における人間中心主義の主張や、さらに身近な例を挙げれば、公共建設物の定期点検は利用者の安全のために必要だとする常識的見解の場合と異ならない。別に橋やトンネルそれ自身に価値があるわけではないが、それ自身のうちに価値があるものを尊重するためには、橋やトンネルにもそれ相応の取扱いが手段的に要求されるのである。

しかしヒト胚に関する総科技報告の見解を、ヒト胚をたんなるモノとみるこの路線で解釈するのは間違っている。まずもって、2000年の小委員会報告以来使用され続ける「人の生命の萌芽」という表現自体がまさに、伝統的な人かモノかという二分法を拒否するためにこそ考案されたものだった。中間報告によれば、この表現にこめられているのは、「受精の瞬間から (…) 胚自体が人としての尊厳を有する存在になっているとする考え方」と「ヒト受精胚を、机、本、眼鏡などの物体と同様なものとする極端な見解」との「中間に当たる考え方」なのである¹⁰⁾。

これを裏づけるかのように、日本におけるヒト胚をめぐる一連の議論の中で想定されているのは、ヒト胚に対するある種の扱いは後々に尊厳の毀損をもたらす、というような間接的影響ではない。2001年に公表された指針の前文には、「ヒト ES 細胞の樹立及び使用において人の尊厳を侵すことのないよう (…) この指針を定める¹¹⁾」とある。尊厳の侵害が生じるのはヒト胚への特定の扱い「において」であって、それ「によって」でもそれ「を通して」でもない。ヒト胚を不適切に取扱うとき、まさにその場で尊厳の毀損が発生しているのである。同様の指摘は2000年の小委員会報告についてもあてはまり、そこでは「ヒト胚の研究利用は (…) 人の生命の萌芽を操作するという点で人の尊厳に抵触しかねない¹²⁾」との危惧が表明されている。このように尊厳の直接的な侵害が問題視されるのは、ヒト胚自身に何らかの尊厳が帰されていると見るのでなければ理解不可能ではないか。

さらに2003年と2004年の二つの報告書では、ヒト胚に対する「尊重」という

言い方がしばしば登場する。尊重という日本語の意味からして、我々は通常たんに道具として有用なだけのものを尊重したりはしない。いくら道具的価値があるからといって、机や眼鏡やトンネルは尊重されない。尊重とはその本性上、尊重の対象がもつ内在的価値への尊重であり、それゆえ尊重の対象となる以上、それは自分自身のうちに価値を有しているのである。こうして 2003 年の中間報告では、ヒト胚にもやはり、人間と完全に同等のものではないとはいえ、ある種の尊厳が認められるべきだと結論づけられる。「我々が〈人の尊厳〉という理念を堅持していくためには〈人の生命の萌芽〉であるヒト受精卵の保護は不可欠であり、その科学における濫用は許されるものではないという原則は確認しておかなければならない。ヒト受精卵にはかかる意味での尊厳が認められるべきである⁽¹³⁾」。

4. 人間に関わるものの尊厳

2004 年の総科技報告は研究目的のヒト胚利用に関して、余剰胚からの ES 細胞樹立や人クローン胚作成を認めるなど、結論的にみれば他の先進諸国と比べてむしろリベラルな見解に立っている。このように一方ではヒト胚に関して相対的に緩い倫理的規制を与えながら、他方ではヒト胚の尊厳について語る余地を残しておくというのは、いくら通常の尊厳概念とは一線を画した上でとはいえ、かなりアンバランスに見えるかもしれない。

このアンバランスさが如実に現れていると思われるのは、たとえば次のような文面である。「〈人の生命の萌芽〉という概念には、胚は〈人の生命の萌芽〉として人と同じように尊重されねばならないという考え方と、だからといって同じ取扱いをすべきということにはならない、という考え方がともに含まれている⁽¹⁴⁾」。人と同じように尊重すべきだが、人と同じように扱う必要はない。はたして、こんな主張に一貫した釈明を与えることが可能なのだろうか。

必要なのは、尊厳概念がこれまで継承される過程で伝統的に両立不可能と見られてきた価値内在性と手段化可能性との関係を再定義し、価値内在的だが手段化可能という新たな尊厳理解を打ち立てることである。それによって、人と同じく内在的

価値として尊重されるが、人とは異なり手段化可能、という考え方に理論的根拠が与えられる。そして、伝統的に不可能とされてきた価値内在性と手段化可能性のこの結合は現に、我々人間にとってはじつに自然な心理的基盤にもとづいて、十分理解可能であるように思われる。私はここでこの新たな尊厳の概念を、従来の“人間であるものの尊厳”に対して、“人間に関わるものの尊厳”と呼ぶことにしたい。

“人間に関わるものの尊厳”という新たな概念に現実味を与えるために必要とされる心理作用とは、人間の言語能力ともおそらく深く関係する、象徴的思考という心理作用である。私がここで印象的な例として思い浮かべるのは、江戸時代の踏み絵である。信者でないものにとってはほとんどただの金属板にすぎないものを、キリスト教徒たちは自らの命の危険を冒しても踏むことができなかった。彼らに踏むことを思い止まらせたのは、その金属板にイエス・キリストの姿をみる象徴作用にほかならない。象徴作用において、キリストの価値はその金属板にまさに乗り移る。“人間に関わるものの尊厳”とはこれと同じように、象徴作用によって人間と象徴的關係を取り結ぶものに対して、我々が抱くある種の畏敬に対応する価値である。

もちろんこれにたいしてはすぐさま、AをBが象徴するという関係において、BはAと心理的に関係するための手段であり、それゆえ道具的価値しかもたない、という反論があろう。これはある意味でそのとおりだが、しかしBの道具性がAを象徴するというこの特定の作用に存する場合、Bには可能なかぎりAと同じ取扱いと態度が規範的に要求されてくる、という側面を見逃してはならない。象徴関係において、BはまさしくA「として」現れてくるからである。そこでとくに、Aがそれ自身のために尊重される内在的価値を有するなら、Bもまたそのような内在的価値を有するものとして現れてくる。たとえば亡き人の忘れ形見は、その人それ自身と同じように、むやみに他人の恣意に従って処分されてはならないし、また安易に似たような他のもので代替可能だとみなされてはならない。

もちろんその一方で、Aとして現れてくるBが、Aそのものでないこともまた明らかである。Aの道具化に対する断固たる反対が、必ずしもBの道具化に対する同じく断固たる反対を含意しないのは、そのためである。それ相当の理由があれば、Bそれ自身に価値を認めながらも、これをより大きな目的のための手段に供す

ることもありうる。2004年の総科技報告では最終的に、「ヒト受精胚の研究目的での作成・利用は、ヒト受精胚を損なう取扱いを前提としており、認められないが、基本原則における例外の条件〔研究がもたらす恩恵の科学的合理性、安全性、社会的妥当性の三条件〕を満たす場合も考えられ、この場合には容認し得る⁽¹⁵⁾」との見解が示された。象徴という関係をベースに考えれば、このように比較衡量が働く例外的状況を容認することは、ヒト胚に対して内在的価値を否認することではけっしてない。ヒト胚はまさに、比較衡量可能な内在的価値を有するのである。

5. 結び

踏み絵の例からも明らかのように、象徴的な結合関係は主観的・文化的につくりだされるものであって、科学によって解明されるような客観的・自然的な因果関係に——それと無関係ではないにせよ——還元することはできない。2003年の中間報告では、ヒト胚が人間とどれだけ「近い」存在かをめぐって、委員の間に抜き難い個人差があることが証言されている⁽¹⁶⁾。科学的に計量可能な距離ではなく、象徴作用における心理的な距離感が問題である以上、この「近さ」を決定するのに必要なのは高精度の顕微鏡だけではない。同報告書は、この問題に関する最終決定は社会の合意に委ねるほかないとしている⁽¹⁷⁾。いまだ多くの謎に包まれた人間の発生に関する客観的事実の究明と同時に、社会全体の感受性をすり合わせるための対話が要求される。

“人間に関わるものの尊厳”という概念がこのように、ただでさえ雑然とした倫理の話題にさらなる問題領域を一つ増し加えるだけだとすれば、象徴といった非科学的思考などいっそ無視した倫理構想のほうがはるかにスッキリして望ましい、という合理主義的な見方もありうるだろう。だが、倫理は人間に関わる事柄であり、象徴作用は人間の生活世界を構成するきわめて基本的な次元だとすれば、この曖昧で厄介な問題からの退避は、人間抜き倫理という矛盾への入口でしかあるまい。

註

本稿は、2014年3月にドイツのデュッセルドルフ大学にて開催された国際ワークショップ"Zur Aktualität des Würdebegriffs"における筆者の報告"Human Dignity of Non-Human Beings: Japanese Arguments on the Moral Status of Human Embryos"に基づくものである。

- (1) 総合科学技術会議、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」、2004年7月23日発行。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/haihu39/siryos5-1-1.pdf> (2015/02/16 アクセス)
- (2) 総合科学技術会議・生命倫理専門調査会、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方・中間報告書」、2003年12月26日発行。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/pubcom/chukan.pdf> (2015/02/16 アクセス)
- (3) 科学技術会議生命倫理委員会・ヒト胚研究小委員会、「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」、2000年3月6日発行。
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/4_20.pdf (2015/02/16 アクセス)
- (4) 文部科学省、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」、2001年9月25日発行。
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/32_88.pdf (2015/02/16 アクセス)
- (5) ミヒャエル・フックス[編著]、『科学技術研究の倫理入門』、松田純[監訳]、知泉書館、2013年〔原著2010年〕、249-275頁。
- (6) この点は(2)も例外ではない。(2)は尊厳の比較衡量不可能性を堅持しつつ、そこから生命保護が抜ける例外的ケースを容認する立場である。
- (7) 「総科技報告」、5頁、19頁。
- (8) 「中間報告」、1頁。
- (9) カント『人倫の形而上学』第二部、I、第1部、第一七節(『カント全集』11、岩波書店、322-323頁)参照。パウル・メンツァー[編]、『カントの倫理学講義』、小西國夫・永野ミツ子[訳]、三修社、1970年〔原著1924年〕、307-308頁にも同様の議論がある。
- (10) 「中間報告」、15-16頁。
- (11) 「指針」、前文。傍点は筆者による。
- (12) 「小委員会報告」、8頁。傍点は筆者による。
- (13) 「中間報告」、18頁。
- (14) 「中間報告」、12頁。
- (15) 「総科技報告」、6頁。[]内は筆者による補足(同頁上参照)。
- (16) 「中間報告」、16頁。
- (17) 「中間報告」、16頁。